

## 【校章の由来】



西高津中学校の「西」という文字三つを盾の形にデザインしてある。「己を守り、教育を守り、社会を守る盾」であれという意を持たせ、平和な社会を築くためにわが身を盾とし、強い精神力を持つ生徒を育てたいという心意気を表している。また、三つの「西」は中の文字を媒介に固く結ばれている。三つの学年の協力の姿を表している。

## 【開校記念日】

10月25日

## 【校歌「よき生徒たれ」】

作詞：川中行作 作曲：西 太郎

多摩川の清気立ちこめ  
津田山を朝日照らせば  
赤々とかがやくまなびや  
ひたすらによき生徒たれと 励ましあい  
いそむわれら おのずから  
胸あたたかし  
友情は泉とあふる  
ああ西高津中学校

芳しき 梅の名どころ  
久地の地の南おもてに生れたる  
明るきまなびや  
光輝ある歴史をつくれと  
うなずきあい努むるわれらゆく道は日々あらたなり  
師の君と心ぞかよう  
ああ西高津中学校

## 【私たちの目標】

- ・ 礼儀正しく、常に感謝する心をもつ生徒。
- ・ 自ら学び、豊かな知識と創造性を培う生徒。
- ・ 心身を鍛え、ねばり強く実行する生徒。
- ・ 学校及び家庭・地域社会の一員としての自覚をもち、全体に奉仕する生徒。
- ・ すべての人を尊重する心をもち、国際的視野に立つ生徒。

明るく 楽しく そしてけじめのある学校

## 【学校生活についての約束】

### 1. 登下校

#### (1) 登校

- ① 8:25までに教室にいるようにしましょう。
- ② 基準服で登校したら名札を付けましょう。
- ③ 8:30に出欠確認をします。着席をして担任の先生を待ちましょう。
- ④ 朝練習は8:10には終了させ、8:25には教室に戻れるようにしましょう。

#### (2) 遅刻・欠席・早退

- ① 遅刻や欠席の連絡は8:25までに保護者から「ミマモルメ」に入力、8:25以降は電話連絡してもらいましょう。
- ② 学校から早退した場合、帰宅後学校へ無事帰宅したことを伝えましょう。
- ③ 8:30以降に登校した場合、職員室に寄り、「遅刻登校書」をもらって教室に行きましょう。

#### (3) 下校

- ① 活動は最終下校15~20分前に終了し、最終下校時間を守りましょう。

活動月	最終下校時刻
4月~10月・3月	17:30
11月 1日 ~ 11月15日	17:00
1月16日 ~ 2月	
11月16日 ~ 1月15日	16:30

- ② 自転車通学や買い食いはしてはいけません。
- ③ 寄り道をせず、まっすぐ家に帰りましょう。また、なるべく一人では帰らないようにしましょう。

#### (4) 再登校・外出

- ① 再登校時刻よりあまり早く来ないようにしましょう。
- ② 登校後の外出は原則として認めていません。やむを得ず外出が必要な場合、活動に応じて担任や部活動の顧問の許可を得ましょう。

### 2. 授業

- ① 始業と終業のあいさつをしっかり行いましょう。
- ② 休み時間中に次の授業の準備をしておきましょう。
- ③ 授業は基準服で受けます。実技教科や活動の種類によっては教科担任の指示に従って活動しましょう。
- ④ 保健体育の実技と美術のある日は、体操着やジャージで登校しても構いません。
- ⑤ 机を整頓し、ゴミなどが落ちていないかに気を配りましょう。

### 3. 休み時間

- (1) 移動教室の場合、速やかに次の授業の準備をして移動しましょう。戸締り、消灯をしっかりと行いましょう。
- (2) 授業以外で他の教室に入りしないようにしましょう。
- (3) 休み時間は次の授業への準備の時間です。廊下や教室で暴れたり、騒いだりしないようにしましょう。

#### 4. 給食

- (1) 教室で座って食事をします。
- (2) 給食当番はエプロン、三角巾、マスクを着用し、活動しましょう。
- (3) 食器や食缶、牛乳などを速やかに取りに行きましょう。
- (4) 配膳を速やかに行い、配膳後着席して待ちましょう。
- (5) 食器や食缶、牛乳パックなどの片づけはしっかり行い、給食終了後すみやかに返却しましょう。
- (6) 食事の際、持参した割りばしなどは各自持ち帰りましょう。

#### 5. 昼休み

- (1) 雨天時は、室内で静かに過ごしましょう。
- (2) 予鈴で5校時の準備をしましょう。

#### 6. 清掃

- (1) 着替えをしないで基準服で行うので、早めに取り組みましょう。
- (2) ほうき、雑巾で床をしっかりと清掃しましょう。黒板や窓、机・イスの足の裏やドアのレールなどをきれいにしましょう。
- (3) ゴミ箱は空にしましょう。

#### 7. 帰りの会

- (1) 放課後の活動にふさわしい服装で行いましょう。
- (2) 名札をはずして、決められた場所に保管しましょう。
- (3) 明日の時間割など連絡事項をメモしましょう。

#### 8. 放課後

- (1) 不必要な残留はしないようにしましょう。
- (2) 放課後の活動にふさわしい服装で取り組みましょう。
- (3) 帰る際、活動場所の戸締りや消灯などに気を配りましょう。
- (4) 最終下校の時刻を守りましょう。

#### 9. 身だしなみ

清潔で簡素な服装を心がけましょう。独自の勝手な判断をせず、迷ったら先生に相談しましょう。

##### (1) 服装

- |    |        |   |
|----|--------|---|
| 冬服 | A型     | ブレザー、パンツ、Yシャツ（白）、ネクタイ及びリボンタイ着用          |
|    | B型(細身) | ブレザー、パンツ、Yシャツ（白）、ネクタイ及びリボンタイ着用          |
|    | C型     | ブレザー、スカート、Yシャツ（白）、ネクタイ及びリボンタイ着用         |
|    |        | ※ブレザー着用の場合、必ずネクタイ、リボンタイを着用しましょう。        |
| 夏服 | A型     | パンツ、Yシャツ（白）及びポロシャツ（紺・学校指定）              |
|    | B型(細身) | パンツ、Yシャツ（白）及びポロシャツ（紺・学校指定）              |
|    | C型     | スカート、Yシャツ（白）及びポロシャツ（紺・学校指定）             |
|    |        | ※夏服着用の場合、Yシャツにニットベスト（紺・学校指定）の着用を認めています。 |

- ①A、B、C型に関しては、上記の冬服の内容が基準服となります。開襟シャツ、ボタンダウンシャツは着用できません。基準服のパンツ幅やスカート裾などを華美に手直しするのはやめましょう。
- ②靴下は白、黒、紺の無彩色のものを着用しましょう。
- ③夏季には熱中症対策として体育着登校期間を設定します。（※期間は状況により設定します）
- ④冬季は防寒のためセーター、ベストの着用を許可します（期間は定めません）。セーター、ベストは黒・紺・グレーの無地またはワンポイントのVネックかクルーネックのものにしましょう。学校指定のニットベストの着用も認めています。カーディガンは上着扱いです。着用は控えましょう。
- ⑤寒い日の登下校は防寒着を着用しましょう。華美でない物を着用しましょう。  
※上着(ブレザー・ボレロ)を着用せず、防寒着のみで登校するのはやめましょう。
- ⑥冬季は防寒のため肌の見えない、透けない厚さの黒い無地のタイツの着用を認めています（期間は定めません）。保健体育の授業で活動に支障が出る場合は注意が必要です。

##### (2) 靴

- ①上履きは指定のものを履き、体育館履きと兼用します。
- ②下履きは白から黒及び紺の無彩色の運動靴か黒のローファーを履きましょう。

##### (3) カバン

通学カバン（両手が空く、リュック型）を各家庭で用意してください。ただし、再登校や休日の部活動などはこの限りではありません。

##### (4) 頭髪

- ①頭髪は清潔を心がけましょう。
- ②前髪は視界を妨げるほど長くしないようにしましょう。肩にかかる場合、黒・紺・茶のゴムで結びましょう。
- ③眉毛、まつげなど必要以上に手を加えるのはやめましょう。
- ④整髪料等をつけすぎないようにしましょう。
- ⑤染色、脱色、パーマなどをかけるのは控えましょう。

#### 10. 所持品

- (1) 水筒は必要に応じて、持ってきてきましょう。期間などの制約はありません。水筒の中身はお茶類かスポーツドリンクにしましょう。
- (2) 学校生活に不要な物（遊具、危険物、装飾品、携帯電話など）は持って来ないようにしましょう。
- (3) 不要物を所持していた場合は、担任または学年職員が預かります。持っていた物（高価な物など）によっては保護者へ連絡し、取りに来てもらいます。
- (4) 不要な金銭は持って来ないようにしましょう。物品等を購入するために金銭を持ってきた場合は朝のうち担任に預けましょう。
- (5) 装飾品などを身につけないようにしましょう。

#### 11. その他

- (1) 基準服で登校した際、名札はクラスの所定の場所から出して着用しましょう。帰りの会后、外してクラスの所定の場所に返却しましょう。
- (2) 譲り受けた旧ジャージ、体操着などは名前の刺繍をきれいにほどこき、新しく自分の名前を刺繍しなおしましょう。毎週水曜日の昼休み、ジャージ販売のときにジャージを持っていき、刺繍を直してもらいましょう。
- (3) 化粧などをして登校するのはやめましょう。

## 1. 登下校

### 【通学について】

原則として徒歩通学とし、自転車通学等については禁止とします。但し特殊な事情がある場合は規定に従って許可します。

#### (1) 電車・バス通学許可規定

1, 電車、バス通学を希望する理由が次の場合。

- ①病気、身体障害の為歩行困難な場合。
- ②特殊な事情があり学校長が適当であると認めた場合。

2, 手続き

- 保護者より別に定めた様式により担任を経て学校長に願出。
- 学校長が許可した場合は電車バス通学者名簿に登録し、通学証明書を発行する。

### 【「学割」の申請方法】

「学校学生生徒旅客運賃割引証」（いわゆる「学割」）をもらいたい時は、次のように手続きします。

1. 担任に「学割を下さい」と申し出る。
2. 「交付申込書」を受け取り、必要事項をすべて記入する。保護者の印を押す。
3. 「交付申込書」を担任に提出する。
4. 「学割」を受けとる。

#### 《注意点》

- ・受け渡しは申し込み当日でなく、数日かかることもあります。
- ・「学割」の有効期限は 3 ヲ月あります。手続きの都合もあるので、なるべく早めるに申請してください。
- ・夏休みなど長期休業中、急に必要になった場合は、日直の先生が対応して下さいます。印鑑を持参して、学校に来て下さい（身分証明書の番号も必要です）。

### 【西高津中学校生徒会会則】

#### 第1章 名称

第1条 本生徒会は西高津中学校生徒会と呼ぶ。

#### 第2章 目的

第2条 この会は本校の教育方針に従い全生徒が積極的に学校内外の自治活動を行い、自己の生活を向上させると共に民主社会に役立つ社会人になることを目的とする。

#### 第3章 会員

第3条 この会は西高津中学校の全生徒を会員とする。

#### 第4章 本部役員

第4条 この会に次の役員を置く。会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名。

第5条 役員の任期は前年の後期から翌年の改選までの1年任期にする。

第6条 会長はこの会を代表し、議事を収集し、議事の運営をはかる。

- 副会長は会長をたすけ、会長に事故があるときはこれに代わる。
- 書記は名簿、議事録その他一切の記録事務、掲示を整理する。
- 会計はこの会の会計簿、徴収簿伝票その他会計事務一切を整理する。

#### 第5章 生徒総会

第7条 生徒総会はこの会の最高決議機関である。

第8条 生徒総会は生徒会長が招集し、招集は原則として7日前に知らせなければならない。

第9条 生徒総会は年間5月と3月の年2回開くことを原則とし、生徒会年間行事計画・予算、各種委員会・部の活動状況報告その他、必要事項を審議する。

第10条 臨時総会は次の各項にあたる場合行われる。

- ①全校生徒1/3以上の要求があるとき。

#### 第6章 中央委員会

第11条 中央委員会は各学級を代表する学級委員、本部役員・各種委員長、各部長長によって構成される。

第12条 中央委員会は生徒総会につく代表決議機関である。

第13条 中央委員会は月1回開くことを原則とする。

第14条 臨時委員会は生徒会長が必要と認めたとき及び中央委員の要求があるとき開くことができる。ただし、後者の場合はそれぞれの支持を必要とする。

#### 第7章 本部役員会

第15条 本部役員会は生徒会活動の改善向上のための諸問題につき、計画立案し、会長及び役員の要求により随時開くことができる。

#### 第8章 議長団

第16条 議長団は学級委員から選出。

#### 第9章 議長団役員

第17条 各種委員会には生活、図書、放送、保健、整美、福祉、新聞、体育、特別委員会として募集の各委員会と学年委員会をおき、学校生活の向上に努力する。

第18条 各種委員会、学年委員会は各学級から選出された各種委員、学年委員で構成させ、互選によって、委員長、副委員長、書記、会計を選出する。委員の任期は前期4月～10月中旬、後期10月中旬～3月の半年任期とする。

#### 第10章 部活動委員会

第19条 部活動委員会は各部活動の活動を助けるための諸問題につき審議し、執行する。

第20条 部活動委員会の各部選出の部長によって構成され、互選によって、運動部長長、文化部長長を選出する。

#### 第11章 選挙管理委員会

第21条 選挙管理委員会は生徒会本部役員選挙の運営にあたる。

#### 第12章 会計監査

第22条 会計監査は3年、2年、1年の学級委員から、互選によって3名選出する。

### 第13章 予算

第23条 この会の経費は毎月徴収する生徒会費をこれにあてる。

第24条 予算委員会は中央委員会で審議され、生徒総会を経て決定される。

第25条 この会の決算は総会の承認を必要とし、会員に公示されねばならない。

第26条 この会の会計年度は毎月4月1日に始まり3月31日に終わる。

### 第14章 改正

第27条 会則の改正は会則改正委員会で決議したものを中央委員会2/3以上の支持を得、総会の決議で2/3以上の賛成を必要とする。

### 第15章 権限の行使

第28条 この会の権限の行使にあたっては学校長の承認を必要とする。

### 第16章 補期

第29条 この会の会員は各委員会に傍聴人として出席し、委員会の許可を得て意見を述べる事が出来る。

第30条 この会則は平成23年度4月1日から効力を発する。

付則 平成26年4月1日一部改正、令和3年4月1日一部改正。

《生徒会選挙規定》

### 第1章 総則

第1条 この規定は西高津中学校生徒会の精神に従い本部役員の選挙に適用する。

第2条 この規定は選挙が会員の自由意志によって公明に適正に行われることを確保し、生徒会の民主化と発展を助けることを目的とする。

### 第2章 権利義務

第3条 全会員に選挙権及び被選挙権が与えられる。

第4条 投票はあくまで各人の自由意志にまかされ、他から干渉されない。

### 第3章 立候補

第5条 選挙は前期末に行う。

第6条 役員選挙の場合、会長、副会長、書記、会計ともに選挙時の2年と1年から選ぶ。

第7条 立候補は自\*\*\*、学級又は学年推薦のいずれでもよい。

第8条 立候補者は推薦責任者を決め、立候補届要用紙に所定の事項を記入して選挙管理委員会に届出る。

### 第4章 投票と開票

第9条 選挙管理委員会は出席簿により選挙人名簿を作成する。

第10条 選挙管理委員会は立候補者の一覧表を作成し、選挙期日10日前に公示しなければならない。

第11条 投票用紙は選挙期日投票所において管理委員より渡される。

第12条 正規の用紙を用いないもの、記入不明なものは無効とする。

第13条 開票は先生立ち会いのもとで選挙管理委員会によって投票終了後行われる。

### 第5章 補則

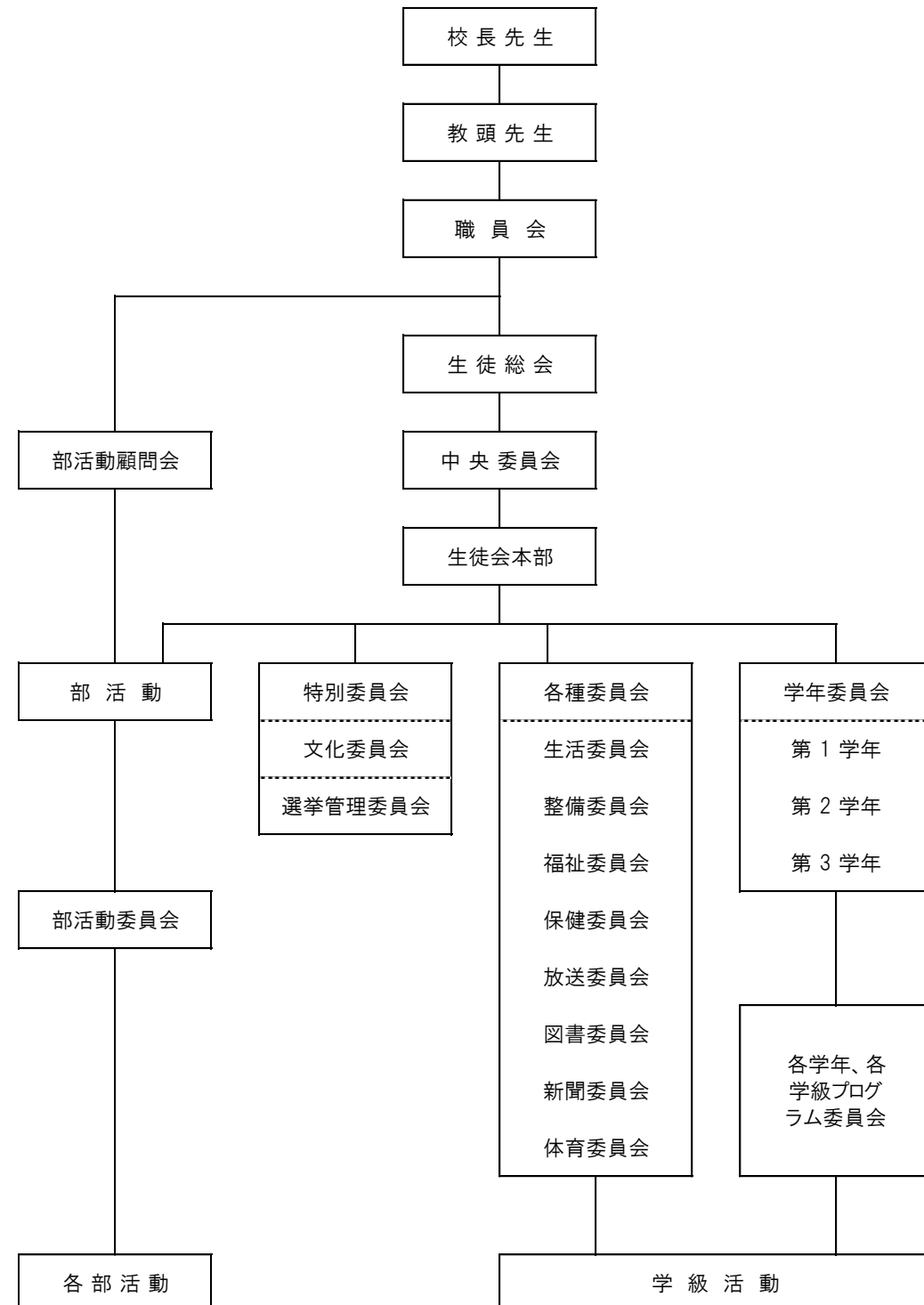
第14条 選挙運動は選挙管理委員会の定めた範囲内においてできる。

第15条 この規定に違反したと認められたときは当選の効を失う。

第16条 当選者の当選の効力は校長の承認によって発する。

第17条 この規定は中央委員会で改正することができる。

【生徒会組織図】



## 西高津中学校購入物品一覧

※各物品については年度途中での値段の変更もあります。随時と伝え致します。

令和8年4月1日

		いずみ屋(822-2852)	さいか屋(246-3255)	
標準服	冬服	ブレザー(A型)	¥24,200	¥25,300
		ブレザー(B型)	¥23,100	¥23,100
		スラックス(A型)	¥13,200	¥12,430
		スラックス(B型)	¥14,300	¥15,290
		スカート	¥15,400	¥14,300
		ネクタイ	¥2,200	¥2,420
		リボン	¥2,200	¥2,420
	夏服	スラックス(A型)	¥12,100	¥11,880
		スラックス(B型)	¥13,750	¥15,290
		スカート	¥14,300	¥13,750
		ポロシャツ	¥4,400	¥4,400
		ニットベスト	¥4,400	¥4,400
	体操着	ジャージ上	¥5,750	<b>栄光スポーツ</b> 788-4298 ◇毎週水曜日の昼休み 本校ピロティで販売
		ジャージ下	¥4,250	
半そで体操着		¥2,900		
クォーターパンツ		¥3,050		
XOサイズ以上は割高になります。				
ジャージのネーム刺繍		¥300		
古い刺繍をきれいにほどいて注文				
上履き	上履き兼体育館履き	¥3,100	<b>武田商店</b> 711-3177 ◇毎週水曜日の昼休み 本校ピロティで販売	
通学靴	通学靴	¥2,950		
	ローファー(黒)	¥3,630		
※通学靴に学校の指定はありません。白から黒及び紺の無彩色				
名札	※名札は学校で対応します	¥180	<b>アイエスピー</b> 811-3411	

## 時程 (点線部分ノーチャイム)

	集会有清掃有	集会有清掃無	清掃有	清掃無
予鈴	8:25		8:25	
本鈴	8:30		8:30	
朝活動	8:30~ 8:35(8:40) (8:35~8:40は準備と移動)		8:30~ 8:35(8:40) (8:35~8:40は準備と移動)	
1校時	8:40~ 9:30		8:40~ 9:30	
2校時	9:30~10:20		9:30~10:20	
3校時	10:30~11:20		10:30~11:20	
4校時	11:20~12:10		11:20~12:10	
給食	12:10~12:50		12:10~12:50	
昼休み	12:50~13:10		12:50~13:10	
5校時	集会13:25(移動開始13:15)		13:15~14:05	
(5時間授業の日) 帰活動	うち清掃時間 (13:55~14:05)	/	うち清掃時間 (14:05~14:15)	/
	13:55~14:15	13:55~14:05	14:05~14:25	14:05~14:15
15分合唱練習(5時間授業時)	14:15~14:30	14:05~14:20	14:25~14:40	14:15~14:30
6校時	6校時集会14:20(移動14:10)		14:05~14:55	
帰活動	うち清掃時間 (14:50~15:00)	/	うち清掃時間 (14:55~15:05)	/
	14:50~15:10	14:50~15:00	14:55~15:15	14:55~15:05
15分合唱練習(6時間授業時)	15:10~15:25	15:00~15:15	15:15~15:30	15:05~15:20